

介護予防・日常生活支援総合事業
関係事業者 各位

相模原市長 加山 俊夫
(公 印 省 略)

平成30年10月以降の介護予防・日常生活支援総合事業の
基準・加算の改正について(通知)

日ごろから、介護保険サービスの適切な提供にご尽力いただきありがとうございます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)のサービスは、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号)において市が基準を定めることとされておりますが、このたび、平成30年度介護報酬改定が行われたことから、総合事業のサービスにおいても、人員・運営基準及び加算の一部について、次のとおり改定します。

1 人員・運営基準

(1) 訪問介護相当サービス、基準緩和訪問型サービス、共生型訪問介護相当サービス

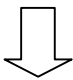
- ・訪問介護において創設される生活援助従事者研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。(共生型訪問介護相当サービスは除く)
- ・サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止すること。ただし、現に従事している者については平成30年度末までの間、従事を可能とすること。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務とすること。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないこと。

(2) 通所介護相当サービス

- ・通所型サービスにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

2 加算

(1) 訪問介護相当サービス、共生型訪問介護相当サービス

< 現行 >	生活機能向上連携加算	100 単位 / 月
		
< 改定後 >	生活機能向上連携加算 ()	100 単位 / 月 (新設)
	生活機能向上連携加算 ()	200 単位 / 月

(2) 通所介護相当サービス、共生型通所介護相当サービス

・生活機能向上連携加算	1 月につき 200 単位
生活機能向上連携加算	1 月につき 100 単位 (運動器機能向上加算を算定している場合)
加算の算定には届出が必要です。	
・栄養スクリーニング加算	1 回につき 5 単位 (6 月に 1 回を限度)

3 具体的取扱い等

人員・運営基準の具体的取扱い、加算の算定要件等は、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護の取扱いに準じます。詳細は、各サービスの運営の手引き等を御参照ください。

4 改定時期

平成30年10月提供分から

5 加算の届出について

通所介護相当サービスの生活機能向上連携加算の算定を希望する場合は、平成30年10月15日(月)までに必要書類を高齢政策課指定・指導班あてに提出してください。

(掲載場所)

相模原市役所公式ホームページ 申請書ダウンロード 介護保険
事業者向け「介護サービス事業者に係る申請書・届出書等」
加算届出「通所介護」「地域密着型通所介護」

問い合わせ先

相模原市 高齢政策課 指定・指導班

電話 042-707-7046

F A X 042-752-5616